

第6回高知県子ども・子育て支援会議

日 時：平成27年1月19日（月）

14：30～16：00

場 所：県庁本庁舎 2階 第2応接室

（出席者および委員名）

澤 本 浩 明	高知県私立幼稚園 PTA 連合会会長
田 村 孝 子	高知県自閉症協会理事長
戸 田 隆 彦	高知県保育所経営管理協議会会長
家 次 ま り	高知県保育士会会長
西 岡 百 合	認定こども園春野学園園長
田 村 由 香	高知県国公立幼稚園会会長
宮 地 彌 典	高知県私立幼稚園連合会会長
井 上 真由美	子育て支援サークル「ホッと MaMa」
吉 村 齊（会長）	高知学園短期大学幼児保育学科学科長
筒 井 敬 士	高知県経営者協会事務局長

（欠席者および委員名）

岡 崎 誠 也	高知県市長会 会長
有 岡 正 幹	高知県町村会会長
岡 林 ゆ り	日本労働組合総連合会 高知県連合会 執行委員
中 内 洋	高知県保育所保護者会連合会 会長
寺 田 信 一（会長代理）	高知大学 教育学部門 教授

（少子対策課）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第6回高知県子ども・子育て支援会議」を開催いたします。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

いよいよ高知県子ども・子育て支援事業支援計画の策定も大詰めとなりました。前回、皆さまからいただきましたご意見を中心に、修正点などのご説明をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

冒頭、知事からご挨拶を申し上げるところでございますが、前の用務が長引いておりまして、若干遅れるということですので、後ほど、ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

それでは、その前に、今年の初めに事務局で異動がございましたので、幼保支援課から報告をさせていただきたいと思っております。お願いします。

(溝渕幼保支援課長)

幼保支援課の前課長が31日付けで退職をしましたので、この1月1日付けで異動がございました。補佐から課長になりました溝渕と申します。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

新たに補佐になりました中山でございます。

(中山幼保支援課長補佐)

中山でございます。よろしくお願いいたします。

(溝渕幼保支援課長)

皆さまには、またご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、これから議事に入りたいと思います。吉村会長、議事進行をお願いいたします。

(吉村会長)

皆さま、こんにちは。1月の本当に大変お忙しいところ、お集まりくださいまして、ありがとうございます。

本日の出席委員ですが、5名から欠席という連絡が入っております。それから、2名の委員につきましては、若干遅れるとの連絡がありました。当会議の設置条例第6条3項では、過半数ということで、現在15名中8名の出席です。過半数をクリアしているということで議事を行いたいと思います。

本日は、計画の具体的な取り組みに関する議題となっておりますので、時間配分にも何とぞご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。早速、計画最終案の1になります。「幼児期の学校教育・保育の充実」について、幼保支援課溝渕課長からご説明をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(少子対策課)

すみません、会長。ちょうど知事が帰ってまいりましたので、説明に入る前に、ご挨拶をさせていただければと思います。申し訳ございません。

(尾崎知事)

どうも遅くなりまして、お待たせいたしました。

(少子対策課)

会の開会にあたりまして、知事から一言、ご挨拶を申し上げます。お願いします。

(尾崎知事)

どうも失礼いたします。皆さま方、本日もまた、ご多忙の中、子ども・子育て支援会議にご参画いただきまして、本当にどうもありがとうございます。

昨年11月に原案をお示しさせていただきました支援計画につきまして、皆々皆さま方からいろいろとご意見をいただきましてまいりました。それを基にして、今日は最終案という形で提示をさせていただいております。ぜひ、いろいろとご議論をいただきまして、最終案をまとめていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

この子ども・子育て関係、もっといいますと広く少子化対策の関係でありますけれども、昨年から今年にかけて、ある意味非常にひやひやすることもありましたが、結論としては一定前に進んだと思われる部分も多いと考えているところであります。まず、消費税増税が延期されたということもありまして、子ども・子育て支援新制度については、財源がしっかり確保されるのかどうかということが非常に大きな焦点でありました。何とか、5,100億円と通常ベースの取り組みを行っていくための平成27年度所要額が確保されたという形になっていまして、まだこれからいろいろご議論があろうかとは思いますが、新しい新制度をスタートさせるための一つの素地は整ってきていると思われるところであります。

さらに追加的に、さまざまな少子化対策のための取り組みが加速される方向になってきていると思っております。

地方創生の流れと人口減少、少子化対策。これらを三位一体として捉えていこうという方向にあるのではないかと思っております。例えば、今回の地方創生にかかわります交付金は、大きく2つのタイプがあります。一つは、消費喚起を行っていくための交付金。こちらは少子化対策として、多子世帯対策に重点を置いてほしいということになっています。

そしてもう一つは、地方創生先行型といわれるもので、地方創生を行う各計画をつくる自治体を、バックファイナンスしようとする交付金であります。こちらでは、明確にメニューの柱として「少子化対策を講ずる取り組みについて交付金を交付する」という形になっています。

これに加えまして、昨年度の補正予算によって創出されました地域少子化対策強化交付金も、昨年と同額が確保されました。今、私が申し上げましたのはいろいろな交付金、お金の関係の話でございますけれども、一群のものとして、少子化対策に取り組むことを大きな前提とした取り組みが前に進んできていると思えます。

ただ、その器にしっかり魂を入れていくということが非常に重要なのでありまして、この子ども・子育て支援新制度の取り組みも、最たるものではないかと思えます。今回、最

終案を取りまとめいただきましたら、それをしっかりと実行していくということですが、また、さまざまな実行段階におきましても、皆々さま方から今回のご縁をもっていろいろとご指導、ご鞭撻を継続して賜ればありがたいことだと思います。またどうぞよろしく願いをいたします。

また、子ども・子育て支援新制度にとどまらず、少子化対策というのは結婚支援から働き方支援まで全般にわたる、よりスコープの広い仕事かと思っております、こちらについても力を入れてまいりたいと考えておりますので、またお力を賜れば幸いです。どうぞよろしく願いをいたします。

本当にこの間、大変ご多忙な中、ご協力を賜ってまいりましたことに心から御礼を申し上げます。また、先生方、本当にどうもありがとうございました。今後ともどうかよろしく願いいたします。

どうもありがとうございます。

(少子対策課)

それでは、知事は次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。引き続き議事進行をお願いいたします。

(吉村会長)

それでは、議事のほうに移っていきたいと思います。先ほどは8名ということでしたが、現在10名です。10名で開始をするということでお願いします。

それでは、幼保支援課溝渕課長、よろしくお願いします。

(幼保支援課)

私からは、13ページにあります第3章「具体的な取組」のご説明をさせていただきたいと思います。

第1節の「幼児期の学校教育・保育の充実」でございます。この節の第1「教育・保育施設の区域の設定」につきましては、前回、平成26年11月の子ども・子育て会議でご検討いただき、ご理解をいただいたものから変更はございません。書きぶりは変わっておりますが、中身についての変更はございません。

1号認定につきましては、全県域を1区域に。2号、3号区域につきましては、各市町村単位で確保方策、量の見込みが設定されているということと、各市町村で責任を持って行うということもございまして、各市町村を1区域に設定をしております。

次に、2の「子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保の内容」でございます。

これにつきましては、昨年12月22日を締め切りに、各市町村から確定の数字を連絡してほしい旨の調査依頼をかけました。その結果、現在までに数字が届いた市町村もございますが、ほとんどの市町村はそれぞれの市町村の子ども・子育て会議にまで諮ってお

らず、最終調整を行っていないということでした。そのため、前回から数字を変更しておりません。ただ、その後、私どもの話の中で、前回の調査では0歳児の需要が確保を上回っていた一部町村につきましては、待機児童とならないように、平成27年度から確保方策を確立したというような話もお聞きしております。

今後、パブリックコメントとして出すときには、市町村の子ども・子育て会議など協議が終了した数字の積み上げを最終版として出すようにしたいと思っております。そのときには、また皆さまにご提示をさせていただきたいと思っております。

次に、16ページ、3番目の「幼児期の教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容」でございます。この中身につきましても、(1)「認定こども園に関する基本的な考え方」、18ページの(2)「教育・保育施設と地域型保育事業との相互連携の推進」、(3)の「幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校の接続」。この3点につきまして前回の会議でご理解、ご了承いただいたと理解をしております、変更はございません。

次、19ページの(4)「保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と資質の向上」でございます。前回の会で、幼稚園教諭の確保方策や資格の取得、処遇改善についての記載がないというご意見をいただきました。またその他にも、確保方策についてもう少し記載が必要ではないかというご意見もいただきました。今回、その後の調査結果も踏まえて、少し詳しく記載をしておりますので、ご説明させていただきます。

まず、19ページの1「保育士等の養成及び人材確保」でございます。平成26年4月1日の数字を(ア)、(イ)というような形で表に載せております。保育士の総数としましては、平成22年は正規職員、臨時職員、パート職員の総数が3,420人でしたが、平成26年4月1日には、3,729人と増えております。しかし、その内訳は、正規職員が平成22年と比較して減少しているものの臨時職員、パート職員の人数が増加しております。正規職員が全体を占める割合も50%を切るというような状況になっております。

一方、幼稚園教諭の人数は、平成22年は503人でしたが、平成26年は519人。ほぼ横ばいの状態ではございますが、若干増えているという状況でございます。

この臨時職員の保育士数の変化ですが、20ページのグラフと表をご覧ください。「保育士・幼稚園の確保に伴う課題」というところで、在園数と一番増えております0歳児数と障害児数の比較のグラフを記載しております。上の保育士・幼稚園教諭数ですが、最終4,248人ということで、やや上向きに上がっております。対しまして、保育所の在園児数は、2万3,039人と、毎年減少になっております。

その中で、特に0歳児と障害児の数を見ますと、0歳児は平成25年から平成26年にかけて、やや下がっているものの全体で見ると、0歳児の入所というのは増えております。もう一方で、障害児数、これは平成26年度の確定数がございませんので入れてはおりませんが、右肩上がりが増えてきております。併せて加配保育士さんの数も増えてきております。

そういった状況の中で各施設に対し保育士・幼稚園教諭が足りているかという調査を行

いました。その結果が（イ）、（ウ）の表でございます。全体的に、平成26年4月1日時点で不足していると答えている公立保育所、以下私立幼稚園まで非常に多くございます。それが年度途中になりますと「はい」と答えているところが非常に増えてきております。

それでは、どういったところで不足をしているかというところが、次の表でございます。4月1日現在では、障害児の加配、乳児の加配というところで不足数が増えてきております。平成26年の10月1日、半年経ちますと、障害児の加配と、「その他」のところが増えてきております。この「その他」の理由の内訳は、乳児以外の途中入所、子育て支援の専門職員の配置、入所児童数の増加によるクラス担任の保育士をつけてほしい、足りない。あるいは、その補助が足りない。産休、病休の代替職員が足りないという理由で不足をしているという結果になってきております。

続いて、21ページ、22ページをご覧ください。そういった調査の結果を踏まえて、今まで単純に保育士が不足をしているという感覚だけのものを、今回、数字化させていただくことによって、あらためて0歳児の途中入所の児童数、障害児など特別な支援を必要とする子どもさんに対しての保育士の数が足りないということが明確になってまいりました。

中ほどになりますけれども、施設の設置者にとっては、その不足をしている保育士の確保は非常に難しい問題でございます。少子化に伴って、全体の児童数が減少傾向にあることながら、0歳児などの途中入所、あるいは障害等で特別な支援の必要となる児童の把握が難しいなどの要因により、なかなか継続的に雇用する職員の採用につながらないことも原因の1つです。そういったことから、臨時職員やパート職員の増加につながっているという現状になっております。

それでは、そういったところに対して施設、あるいは、現在潜在保育士となっておりますところの確保についてはどのようになっているのかというのを22ページに記載しております。

不足をしている職員に対しての採用ですが、正規職員としての採用人数は平成25年、平成26年と比べて増加をしております。平成27年の採用は、まだ決定にはなっておりませんが、市町村訪問をした中では増加の傾向になってきているということを聞いております。また、臨時職員、パート職員、不足をしている職員の対応に、私どもの方は県社会福祉協議会に福祉人材センターを置いており、そこでマッチングのお願いをしております。その社会福祉協議会の中で、潜在保育士へのアンケートを行い、その結果が潜在保育士のアンケート結果の中に入っております。その中で、やはり勤務をしてみたいと思う方、その他条件が合えば勤務をしてみたいといっている方につきましては、50%以上。これは複数回答ですが、多くの方が再び勤務をしてみたいと答えてくださっています。

その勤務形態としましては、やはり正規職員さんが多くございますが、意外にパート職員で勤務をしたいという方もいらっしゃいます。あるいは、非常勤職員として勤務をしたいという方もいらっしゃる結果になっております。

就業条件としては、やはりお給料、賃金が一番になっていますが、教育方針や時間といった賃金以外の項目でも就業の条件に入れている方がいらっしゃることも目立っていると思います。

そういったところと市町村訪問を加えて、現在の状況としては、正規職員を徐々に保育所担当課で増やしていきたいという希望があります。しかし、採用について都市部では募集人員に対して数倍の応募があるにもかかわらず、中山間の地域においては募集人員程度しか集まらず、選考ができない場合もあります。そういった都市部と中山間の間でのいろいろな問題、課題が発生しているということも分かりましたので記載をしております。

それと、職員につきましては次のページでございますが、臨時、非常勤も希望している方もいらっしゃる。しかし、勤務時間帯や資金面で希望と合わずに雇用につながっていない状況であるということも今回の調査で見えてきました。

そういった調査を踏まえて確保方策については、どのようにすればいいのかというところを23ページの③に書いております。

1にあります「保育教諭、幼稚園教諭、保育士の必要数」につきましては、前回は提示をいたしました。国の調査方式に基づいてこういった必要数がありますねというところを出しましたので、その数字から変わっておりません。それに加えて、今回正規職員の年齢構成というところで、調査をいたしました。そこを見ていただきますとお分かりになりますように、55歳以上の方、今後5年間で職場を離れられると思われる方が415人。10年後までに離れられると思われる方が、プラスの281人。合わせまして約700の方が職場を退職されるという結果が出てきております。

こういったところから、上の表の必要数に加え、下の表の年齢構成で見られますように、退職者数も増えてきますので、今不足しているのに加えて、こういった退職者の補充も必要になってくると考えられます。

しかし、23ページの一番下にもありますように、この数字は、特に必要数につきましては、最低基準で見込んだ人数でございますので、途中入所に対応する保育士の数、障害児、その他家庭支援などの支援の必要な児童に対する加配保育士の人数は含まれておりません。それと、先ほどからも申しておりますように、退職者の数も当然どの程度になるのか、増えておりません。

これらのことを踏まえまして、やはり職員の採用、雇用はますます必要なものになってくるのではないかと考えられます。

2番に、「今後の取組について」。それではどのようにしたらいいのかというところで、書かせていただいております。

まず、保育教諭、幼稚園教諭、保育士は、人格形成を培う大切な時期である乳幼児期に関わり、児童の成長を育む重要な業務であるという認識の下、職員の質の確保と向上を図るためにも継続した支援が可能となるような職員の確保を設置者にお願いをしたい、促していきたいと思っております。特に、退職が見込まれる職員の確保は、計画的な雇用とな

るよう各市町村、各法人と設置者に促してまいります。

また、今回子ども・子育て支援新制度にもありますが、保育士の処遇改善をはじめとする勤務条件の向上や職員環境の改善。これにつきましては、職員の皆さま方に反映されるよう各法人の設置者に促していくとともに、促進をしてまいりたいと考えております。

併せて、保育士資格を有しているものの保育に従事していない「保育士」および「幼稚園教諭」の再就職支援につきましては、高知県社会福祉協議会の福祉人材センターを中心として、関係機関と密に連携して、事業者と求職者のマッチングの強化、再就職に向けた研修の実施など今まで以上に積極的に支援をしていきたいと考えております。

若い方を育てていくという点に関しましては、指定保育士養成施設に在籍している学生さんはもとより、中学生、高校生に対して保育士、幼稚園教諭の就職を目指す人材を確保するためにも、業務内容など、この職業が素晴らしいものであるというところもアピールし普及、啓発を図りたいと思っております。

最後に、資格取得支援につきましては、国の特例制度を活用して、資格取得について保育教諭を必要とされる幼稚園教諭免許および保育士資格を併有するための資格取得については支援をしてまいります。今、資格を持っていない職員の方で新たに保育士資格取得を目指す方についての取り組みについても支援をしてまいります。

以上で「保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保の資質の向上」についての加えた記載の説明をさせていただきました。

続いて25ページ、26ページでございます。

「人材育成、資質の向上を図るための取組」。地域型保育事業に従事する職員等の育成支援、そして最後の(5)「教育・保育情報の公表」につきましては、前回、皆さまにご提示した内容と変わっておりません。その際にも特に意見はございませんでしたので、了承していただいたと理解をしております、それから変更点はございません。

以上で、私の方からの説明を終わらせていただきます。ご意見賜りますようお願いいたします。

(吉村会長)

どうもありがとうございました。ただいま、幼児期の学校教育、保育の充実について事務局から説明いただきました。これについてはこれまでの会議、また前回の会議で多くの意見を出していただきました。今回の法改正や計画策定の中心となる重要な事項となっております。

こちらの計画最終案について、委員の皆さまからご意見をいただければと思います。どなたかいかがでしょうか。

資料の13ページからです。25、26ページは、前回最終案ということでご了承いただきましたけども、主に13ページから24ページまでの中でご意見等いかがでしょうか。

(委員)

先ほどご説明いただいたように、保育所とか幼稚園もそうですが、人の確保は非常に大変な状況になっております。何とかして保育教諭、幼稚園教諭、保育士の獲得をしていくというのは非常に大事なことと思います。それについての必要数とか、今後の取り組みについてのお話がありましたけれども、ここでこう書いていることは、割と書けるんだろうと思いますが、本当にこういう施策の中だけで、保育士、幼稚園、認定こども園にしてもできるかどうか。少し、不安にならざるを得ません。こういうことをすれば大丈夫なんだと考えてよろしいでしょうか。

もう既に学園短大にしても、保育士資格、幼稚園教諭を取る人の人数は、既にたくさんあるわけではないと思います。養成講座自体もそんなに幅を広げていくということはない。それから、今度は県立大でも社会福祉学というところで、そういうことができるのかどうかという部分もあると思います。本当に都市部でも人がいないというところで、高知県はそういう形の中で、できていくかなと不安に感じるところです。そのところは行政としては、どうなのでしょう。

(幼保支援課)

確かに、委員のおっしゃられるように、これだけで確保ができるかといいますと、そうではないと思います。特に、高知県内の学園短大や、養成施設、それと今度新たに高知大学でもコースができますけれども、それだけではなかなか確保できない。どちらかといいますと、今後の取り組みの中で、保育士に就職を目指す中学生、高校生の人材を確保というところになっております。若い方が県外に行っても帰ってきていただくような、そういった内容で説明をさせていただきたいと思っています。

それと併せて潜在保育士の活用と、退職される保育士の再任用、そういった非常に高いスキルをお持ちの方々のご協力、活用もしていきたいと考えております。

1つだけではなかなか解決ができないと思いますので、いろいろな合わせ技を持って何とか確保について、特に子どもさんたちが待機児童にならないように確保していきたいとお答えをするしか今はありません。申し訳ございません。

(委員)

同じような意見になるかもしれません。お願いにとどまるかもしれませんが。本当に人材確保では苦勞しておりまして、常に人がいない状況です。例えば、発達障害と診断された子どもさんの保護者の方で、子どもの将来を考えて、ぜひ加配の先生をつけてもらいたいと承諾していただいても、見つからなくて、本当に申し訳ないような状況が続いています。

そして、処遇改善も、ある市町村が賃金を上げればそちらに流れて行く。市町村によっては賃金を上げる努力はしても、また別の市町村も賃金が上がっていて、なかなか確保が

できないような、そういう厳しい状況が続いています。パートの職員については、希望が多いのに、需要と供給がうまくいっていないという現状を見ても、賃金面で希望と合わずに雇用につながらないということがあります。そういったことで、現場は大変な思いをしているので、お願いにとどまるかもしれませんが、登録制であるとか本当にうまくしてほしいと切に願っています。どうぞよろしく願います。

(委員)

すごく幼稚園の項目、事項が入り、まさに保育士、教育、教師という形の提言がされているので、その分は非常に良かったなと思っております。

ただ、今後、その途中入所と、障害等の特別支援に対する方策というのは具体的にはやはり出てきてない。これは、今度の新制度における利用定員というあたりと関わりがある。つまり、本当に待機児童を減らしたいのだったら、利用定員数を設定しているのに年度当初に園児がいないから、保育士、教師の配置ができない。つまり、その配置をすれば、金銭的負担は当該施設に関わってくるという形があると思います。そのあたりは、制度的な部分に関わってきますけど、今後検討していく部分になりはしないか。ぜひとも、せつかく途中入所時の職員を探したのに、いないということを改善するためには、利用定員というのは何のためにあるのか。利用定員を設定して認めた分ならば、そこに対しての職員と教員の配置ということは当然、投資的な部分でしていくことも検討しなければと。そういう途中入所児に対しての実績が相当数あるにもかかわらず、現れてからでないと対応できない。そうすると、後手後手に回って結局は改善していったという問題がありはしないかと、常々疑問に思っている点です。それらも含めて今後、これは大変な問題ですけれども、この辺を考えていかないと。今ここでどうということではないのですが、制度として考えていかないと、これ以降に生まれるのは、4月1日に生まれてくださいとかそういうわけではないですから。いわゆる義務教育的に4月1日が入学日ですというわけでもないということなれば、それらの条件にこうした対応というのが必要ではないかなという普段からの想いです。今ここでどうということではないですけど、途中入所に対する対応というのは、手だてが今まで現れてこないなという思いがしましたので、以上です。

(委員)

先ほどから出ています途中入所時の職員の確保ですけれども、やはり現場は本当に大変です。それから、0歳児の途中入所児童数の把握が難しいということをおっしゃられていました。育児休業、あるいは0歳児、年度末の入所というのは定員がいっぱいとなってきていまして、保護者の方が大変困られています。ですから、女性の働き方、雇用の問題との関係が出てくると思いますが、その育児休暇が明けたときの入所を4月に合わせる。そういった今後の働き方との関連の中で、園児数の確保の見通し、それから職員数の確保ということにもつながっていきます。ぜひそういう場でまた議論があるときには、ちょうど

育児休暇を明けて仕事を再開するときを年度初めに合わせる。何かこういったことに付随する対策というものも今後あれば、女性がより復帰しやすい時期と重なるのではないかなと思います。お願いします。

(吉村会長)

ありがとうございます。ただいまの委員さんからのご意見は、実際今後取り組む上でのアイデアを提供してくださったのかなと思います。

他にご意見は、いかがでしょうか。お願いします。

(委員)

別件で。子どもさんの認定区分の1号認定、2号認定、3号認定の部分ですが、新制度になるにあたって、市町村から既にお手紙が来ましたという障害児の方のお母さんからご相談がありました。その方は、保育に欠ける状態ではないんですけども、療育センターの医師に意見書を書いていただいて、保育所に加配付きで入っていると。その地域は決して園の数が多くはなく、幼稚園があったかどうかは私のほうも調べてはないのですが。ただ、他の園は断られてその1園だけが受け入れてくださったので、そこへ行っている。けれども、あなたは保育に欠けている状態ではないので、来年度からは行けなくなるかもしれない、もしくは極端に時間が減るかもしれないということがお手紙に書かれていました。それでお母さんもすごく困らされていて、重度の肢体不自由と発達障害、知的障害も伴われている方なので、なかなかその受け入れも難しいですけども、来年度は年長なので継続して行きたい。けれども、行けるのかどうか分からないんですということで、すごく困らしていました。たぶん、郡部ではそういうことが結構起りがちなのかなと思います。たぶん祖父母が近くにいるので保育に欠ける状態ではないけれども、受け入れ先の園も少なく、幼稚園もないから加配が確実につく保育園のほうに行っているという方は多いと思われる。そういった方々が、この新制度に移行するにあたって、混乱なく継続して園に行けるような何らかの手だてがないかということを県から市町村側に何か要望を出していただくとか、そういうことはできるのでしょうか。

(幼保支援課)

基本的なことを申しますと、現在継続をして施設を利用されている方は、そのまま、施設の利用ができます。特例も含めて利用ができるということ市町村には申しております。具体的な案件でございますので、後で具体的にいただきましたらそのようにできると思います。

今、その区域の設定の中でも若干述べさせてもらいましたけれども、幼稚園のない市町村というのも確かにございます。その中で今回、保育の必要性というのが非常に明確になりましたので、そこにあてはまらない方、特に3歳以上のお子さんについては、「じゃあ、

もう保育園が使えないの？」というようなご心配をされている保護者もいらっしゃるということで、私どものほうにもお電話がかかってきます。そういった場合にも、新制度においては特例措置もございまして、使えないことはないのです、市町村にご相談くださいと。時間についても、11時間まるまるというところはなかなか難しいかもしれませんが、8時間限度で使えるような手だてはございます。また、よろしければ、後で個別案件をお聞かせいただきましたら、手だてを市町村と相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

皆さま方のほうにもそういったご相談があるかと思っておりますけれども、今利用されている施設についてはそのままの状態を使うように。保護者、子どもさんに不利益がないようにということが一番を考えてほしいということは市町村にも申させていただいておりますので、そのところはご理解いただきますようお願いいたします。

(委員)

これでいったら、保育園の標準時間は、現在11時間ですね。

(幼保支援課)

標準時間は11時間です。

(委員)

移行時には11時間というのは現在利用している方は使えるということですね。

(幼保支援課)

そのように通知は来ております。

(委員)

短時間というのは8時間。8時間を超える場合には若干利用料の加算がでくるということになっていくと思います。それと同時に社会的弱者といわれる方々については、優先的に対応しなければならないというのがあったはずだと思います。

(幼保支援課)

そうです。あります。ただ、先ほどのお話を聞く限り、その優先順位の前に保育の事由というところで。今回障害があるということが、保育の事由にはなりませんので、そのところで恐らく市町村とのお話し合いをしないといけません。ただ、その中でも、特に市町村が必要と認めるとかというような特例の規定もございますので、そういったところで併せて利用できるようにはなっております。

(委員)

当然、そういうのは特例だと思います。

(幼保支援課)

はい。

(委員)

それがなければ子どもの最善の利益をとということには出てこない。

(幼保支援課)

そう。そこが入って来ますのでね。はい。

(委員)

やはり混乱をきたす部分があると思います。ですから、県は、市町村に対して今している部分もさらに強化して、まさにいわれるようなことが起きないようにしていただくことが必要かなと思います。われわれも実際これでイメージできない制度があって、開けてみたら混乱するだろうなというような想定ができております。どんな混乱が起きるかということは想定できない、イメージできない部分ですが、ぜひそういうことが少なくなるようをお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

(吉村会長)

どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、議題1はこれで意見交換は終了させていただきたいと思えます。どうも貴重なご意見、ありがとうございました。

(吉村会長)

それでは、議事の(1)の②「特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援」、障害児施策の充実等について、こちらのほうのご意見も併せてお願いしたいと思います。これは、先に説明していただけるのでしょうか。

(少子対策課)

そうです。

(吉村会長)

それでは、先にご説明をお願いします。

(障害保健福祉課)

58ページです。「障害児施策の充実等」についてご説明させていただきます。

前回の「子ども・子育て支援会議」の中で、反映状況の資料2にありますように、委員の方々からご意見をいただきましたので、その反映状況につきましてご説明をさせていただきます。

前回の資料では51ページ、本日の資料では60ページでございます。②の(ア)の四角の5つ目の「発達障害のある子どもやその保護者などへの支援を充実」の箇所につきまして「一極集中で良いのか」、「県内1施設では幡多地域からわざわざ出て来なければならない親子の負担は大きい」、「療育支援については地域地域での対応を考える必要があるのではないか」というご意見をいただきました。身近な地域で障害のある子どもさんの支援を行う施設につきましては、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業など専門的な支援を行うことができる施設と整備を障害福祉計画に位置付けて整理を行っております。

現在、平成27年度から平成29年度までを対象期間とする第4期の障害福祉計画を策定中でございますが、障害児通所支援の整備目標を59ページに記載いたしました。括弧の中でございます。

平成26年7月現在における障害児通所支援事業所は43カ所です。事業種別ごとに申しますと、就学前の児童を対象とする児童発達支援事業が14カ所。就学児童を対象とした放課後等デイサービスが21カ所、そして保育所等訪問支援が8カ所の合計43カ所となっています。

整備目標につきましては、今月23日の障害者施策推進協議会で草案を提示すべく調整中であるため、黒丸(調整中)としておりますけれども、現時点では、平成29年度末には66カ所にする整備目標とする予定であります。

障害児通所支援事業所の就学児童を対象とした放課後等デイサービスにつきましては整備が進んでまいりましたけれども、就学前の児童を対象とする児童発達支援、あるいは、保育所と訪問支援は、専門的な人材が不足していますことから、まだ十分に整備が進んでいるとはいえない状況です。

そのため、障害福祉計画の策定にあたって行いました市町村のヒアリングを通じて示されました市町村のサービス見込み量を踏まえ、障害児通所支援事業所を整備していきたいと考えています。

圏域ごとで申しますと、安芸圏域では現在の2カ所を4カ所に、中央東圏域では7カ所を8カ所に、中央西圏域では23カ所を41カ所に、高幡圏域では2カ所を3カ所に、幡多圏域では9カ所を10カ所に整備する予定としています。

障害児通所支援を利用する子どもさんや保護者にとって過度な負担とならないよう、できるだけ身近な地域で療育支援が受けられる体制を整備する必要があります。このため、事業所の整備にあたっては、市町村とともに地域の障害者施設などに新たな事業展開を働き掛けるなど支援の確保に取り組んでいきたいと考えています。

次に、一極集中でない地域地域における療育支援体制の構築のためには、こうした施設整備、ハード面と併せまして、専門的な人材の育成にも取り組む必要があります。

平成27年度には、身近な地域で必要な支援を受けることができるようにするため、発達障害児地域支援体制推進モデル事業を開始いたします。児童福祉法の改正により就学前の障害のある子どもさんの発達支援を行うのは、児童発達支援事業所となりましたが、就学前の障害児の発達支援は個別対応による支援が重要であり、そういった支援技術を有する専門的な人材の確保が難しいこともありまして、事業所の参入は進んでいません。専門的な人材の育成は必要ではありますが、育成には相当な時間を要することから、並行して身近な地域の基本資源である保育所や幼稚園において発達障害のある子どもさんに適切な支援を行うことができるような体制の構築を進めていく必要があります。

これまでも、60ページの②(ア)の四角の4つ目の箇所にありますように「障害児等療育支援事業」や「保育所等訪問支援」による取り組みを行ってきました。平成27年度は、発達障害児地域支援体制推進モデル事業としまして、特に事業所が少ない中山間地域、具体的には安芸圏域、高幡圏域で保育所や幼稚園において障害のある子どもさんの障害特性に応じた適切な支援が行われるようにしたいと思っています。

具体的には、地域の専門家などが保育士等を対象とした研修の実施。あるいは、保育士へのアドバイスをを行い、個別の指導計画の作成を支援するなどの体制づくりに向けた取り組みを支援することとしています。

さらに、意見の反映状況の後段、地域地域における療育支援の部分ですけれども、療育福祉センターの発達支援部は、発達障害者支援センターに位置付けられています。この発達障害者支援センターの地域支援機能の強化にも取り組んでまいります。

60ページの②の(ア)の四角の2つ目の箇所にありますように、発達障害のある子どもさんについては、診断を受ける前から子どもさんへの支援を早期に開始するとともに、不安を抱える保護者に対して適切な相談や育児支援をしていくことが重要であると考えています。こうした支援、特に保護者への支援の実施主体は市町村であると思われませんが、実施にあたっては、専門家による助言や技術支援が欠かせないものと考えています。

現在も発達障害者支援センターにある療育福祉センターの発達支援部において、こういった市町村への地域支援を行っているところでございます。平成27年度はこの取り組みを一層加速していくため、この地域支援機能の強化を図っていくこととしております。

具体的には、発達障害のある方への専門的な支援を行うことができる民間の方を発達障害者地域支援マネジャーとして位置付け、発達障害者支援センターのスタッフとともに市町村のみならず、事業所や医療機関などに対して発達障害のある子どもさんの特性に沿った対応ができるよう連絡調整、助言指導など総合的に行うことができるようにするものです。

また、発達障害者地域支援マネジャーを中心として、ペアレント・トレーニング事業を実施することにより、発達障害のある子どもさんのみならず、親御さん、家族への支援も

充実させていきたいと考えています。

また、前回の会議では「子ども総合センター」の名前を変えてほしいという意見もございました。療育福祉センターと中央児童相談所を一体的に整備した後の名称につきましては、県の文書などには現在のところ「(仮称) 子ども総合センター」と記載しています。ただ、名称につきましてはまだ決定ではなく、施設を利用される方や保護者の皆さんなどのご意見を幅広くいただきながら検討していくこととしておりまして、この計画への記載としては「(仮称) 子ども総合センター」の記載を削除することといたしました。本日の資料では、60ページの②(ア)の四角の5つ目。「発達障害のある子どもやその保護者などへの支援を充実」の箇所から「(仮称) 子ども総合センター」の記載を削除し、「療育福祉センターと中央児童相談所の専門的な支援機能を連携させ、より効果的な支援を行うよう両機関の建物を一体的に整備」という記載にいたしました。

最後に、前回の案からの修正箇所としましては、59ページの①の(ア)につきまして、前回平成24年度の調査でしたけれども、平成25年度県教育委員会調査に修正し、発達障害者の割合を6.4%から7.6%に時点修正をいたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(吉村会長)

どうもありがとうございました。それでは、この②「特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援、障害施策の充実等」についてご意見をいただきたいと思います。委員の皆さま、ご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

(委員)

少し教えていただきたいです。こういうふうに就学前の発達障害がある子どもについて、このような取り組みをしていくということ自体は、非常に大事なことと思います。ただ、例えば、社会福祉法人がこういうものを考えたい、障害児の通所施設や相談機能を持ったものを考えたいとかいうことがあったときには、それを支援するみたいなことはできますでしょうか。

(障害保健福祉課)

社会福祉法人とかが特に、今、考えておりますのは、中山間地域においては、なかなか通うのが難しいというところがありますので、まず、送迎サービスを実施する。そういったところへの支援をするサービスを補助便宜として考えております。それと、先ほど申しましたように、専門的な人材が不足しているというような状況もありますので、県の自立支援協議会の中に子ども支援部会というものを設けまして、必要な人材の育成という部分で協議をしていただきました。今年度は2回ぐらい会議をしまして、大体方向性がまとまりましたので、3月の自立支援協議会にかけて了承いただき、来年度に、具体的な人材育

成に向けた研修メニューを実行していきたいと考えております。

(委員)

中山間地域にはそういうものを設置できていくんだけれども、例えば、こういう大きなところは、療育福祉センターとかそういうところを利用してくださいと。

(障害保健福祉課)

そうですね。専門的な人材のサポート。先ほど申しましたように、地域支援機能の強化ということで、民間法人に発達障害者支援マネージャーという機能を委託して、その方と療育福祉センターの発達支援部の方が一緒になって地域支援機能の強化ということで市町村支援をしていきます。そういった中で、そういったことも併せて専門的な人材の確保ということにもつなげていきたいと思っています。

(委員)

ということは、そういう方がかなり要るということですね。

(障害保健福祉課)

そうですね。

(委員)

それでないと対応できないということですね。

(障害保健福祉課)

そうですね。それと、特にその事業所を誘致するためには、障害者福祉計画の3年の計画ですけれども、市町村とともに働き掛けを検討して、その地域に今ある、障害者施設、大人の障害者の施設に働き掛けて、児童のほうにも事業展開してみませんかという形が実現できるように手を貸していきたいと考えております。

(委員)

ちょっとすみません。

今、こうあったように、障害を持っている子どもさんが増加しておりますよね。それは、どこにということではなく、どこにでもそういったことがあると思います。例えば、学校関係でも支援学級は人数が増えてきている可能性がありますよね。それから、保育所や幼稚園でも、そういうお子さんをお預かりしていますよね。そういう保護者の方というのは、一応朝倉まで行かなければならないということなんですね。もちろん中央児相がそちらに動くのでしようけれども。

距離的にいったら結構あると思います。交通機関もそんなに利用できるような非常にいい体制にはなっていないと思います。そういうことを考えたときに、保護者の方の不安をできるだけ取ってあげるといことは非常に大事なことです。もっと身近でそういうことができるようなものを考えていくことをしてあげないといけないのではないかと思います。例えば、そういう取り組みが民間の社会福祉法人の中で対応できていくのであれば、そういうことも考えていくということはどうなんだろうなと思いました。

(障害保健福祉課)

そこはもう先生のおっしゃるとおりです。県の今の障害福祉計画の中にも、身近な地域で療育体制を引き継ぐ必要がありますので、各県域においてさらに整備を進めていきたいと思っています。まだ黒丸でしたが、現在43カ所の地域の療育機能を3年後には66カ所にして、さらに充実し市町村が把握しているニーズを満たすような状況に3年後にはしていきたいと考えています。

(委員)

ただ、障害をお持ちのお子さんではなく、妙な不安を少し持っているお母さん方が結構おられると思います。そういう方の不安を早く、除去していくというのは、大きな事業というか、非常に大事なことです。先ほどご説明いただいたようなことを、ぜひ身近で対応できるようなものと考えていただけたらありがたいです。

そういうときに、ハード面でお金はどうなるかということが出てくるでしょうが、そういうことよりも、そういうことができていくということを考えていけるのであれば、それも考えていただきたいと思います。

(障害保健福祉課)

はい、分かりました。

(吉村会長)

どうもありがとうございました。他にご意見いかがでしょうか。

(委員)

この後ろに掲げてある「仕事と家庭生活の両立支援」というところになるのかなと思います。つつ発言していますけれども、発達障害のある子どもさんをお持ちの保護者さんも働いています。いろいろな関係機関、医療機関に、月に何回と定期的に通って一生懸命訓練をしていこうという保護者さんもいます。どうしてもお仕事を休まなくてはならないとなったときに、職場の理解がなければなかなかそこを継続的にできません。半日休むとか3時間休みを取ったから、後の時間は一生懸命仕事をするという気持ちになるのです。そうなる

と、子どものお迎え、居残りの時間に間に合わないぐらいまで仕事をする。そうやってお母さん、保護者の中でバランスを取る。つまり休みをとった分、勤務しているときは一生懸命働くということです。しかし、お迎えが定刻より遅くなるというようなそういう実態もあります。なので、ここを見たときに、保護者と子どもと施設のところにも視点が合っていますけれども、社会とか職場というところにも理解を求めたいです。それからここにもあるように、周知とか広報、啓発と63ページの上にありますけど、こういうのが発達障害や、ちょっと気になる子どもさんを抱えた保護者さんの勤める職場にもあれば、もっと通所しやすい社会になるのかな、そういうことがあったらいいかなと思いました。

(障害保健福祉課)

就学児童さんが通われている放課後等デイサービスの中でも、サービス提供時間を親御さんの要望に応じて少し延長しているところや、先ほど申しましたように、送迎するなどのサービスをしているところ、まだそこまで行っていないところといろいろあります。平成24年度から平成27年度までは経過措置でしたが、サービスを利用する場合には、障害児相談支援計画という計画をつくって、サービスを利用しなければならないという制度が、平成27年度からは本格施行になります。そういった相談支援機能の充実という中で、この事業所に通えば延長サービスがあるとか、送迎サービスがあるとか、そういうコーディネートをしていくことができると思っていますので、そういった部分も研修等の中で充実していきたいなど。要請のあるとおりで、そこは他の団体からも親御さんが自分の子どもさんを通えるように支援することが大事です。ですから、それと併せてそういった相談支援事業所。放課後等デイサービスや発達支援センターといったものを増やし、使いやすくということにしていくことも必要かなと思います。

(委員)

すみません。今、いわれたのは、放課後等デイサービスなので、就学後の話です。委員がいわれていたのは、それより前の保育園の延長保育をさらに超えてまで預けて、一生懸命仕事をされているけれども、障害があるのにそのお母さんが通われている会社では、それに対して時間的な配慮というのがなかなか難しいというお話だったと思います。ただ、私もそういうお母さんのご相談も受けたことありますが、なかなか自分の子どもに障害があるということを会社にきちんといえない。親御さん自身も障害についてなかなか受け止め切れてない部分もあって、会社にそのことを正直にいえないというお母さんもいらっしゃいます。その分、やはり無理をして仕事をされているという方もいらっしゃいます。それをいったところで、やはり会社に理解されず、他の人も子育てを頑張っているんだから、あなたも頑張りなさいよみたいな感じで、そこも同列に見られて、なかなかしんどい思いをされていると、2パターンあると思います。働いているお母さんが、直接自分で働いている会社に理解を求めるとするのは、雇用関係の上、やはり難しいところもあると思いま

す。この後段の「仕事と家庭生活の両立支援」のところにも関ると思いますが、行政側から一般の子育ての場合にはこんな困難があります。また、さらにその中でも障害のある方に関してはこんな困難があつて、こういう療育支援にも通っているので休む率も増えます。そういったことをパンフレットなどに盛り込んでいただいて、啓発を。親御さんからの、個人的な力だけでなく、行政の力も援助していただけたらありがたいと思います。

(委員)

すみません、もう一つだけ。市町村の特別福祉事業の中で、今度は一時保育事業ですよ。一時保育も障害児のお子さんが利用できるという形になっていますけれども、原則的には障害児さんが利用できるのは月1回だったと思いますが。

(幼保支援課)

そういう規定は特になかったと思います。

(委員)

ないですか。それと同時に保護者同伴で一時保育を利用するということはなかったですか。

(幼保支援課)

いえ、一時保育について、保護者同伴でといったあたりまでの規定は補助要綱の中にはありません。ただ、前回の会のとときに、障害児の一時保育についても加配の配置がやはり必要ではないかというご意見もございましたので、今回の地域における子育て支援の一時保育の中においても一時預かり事業の中で、他の障害児福祉サービスと連携して検討していく必要があるのではないかと書かせていただいております。

ただ、一時預かりにつきましては、その専門的なところで保育所だけ、あるいは幼稚園だけでは、難しい可能性があるときに、障害児の一時保育という形の突発的なお預かりができないものかと障害保健福祉課にも確認をさせていただきました。就学前の子どもさんについては、デイサービスといった定期的なものはあるけれども、今のところ突発的なものは受け入れ体制ができていないというようなことも聞いております。そういったところも併せて、今後考えていかなければならないものかなと。

例えば、以前から具体的な課題となっております発達障害の方、あるいは自閉症の方の保護者が突然、冠婚葬祭に行かれるときだとか、一時的にどこかにお預かりをしていただきたいというときに、なかなかお預かりする場所がないというところが課題として上がってきております。そのときに、今、一時預かりを保育所、幼稚園等でやるようにもなっていますけれども、やはり専門的な加配さんがいないとこにはとてもお預かりができないような状態であるかと思えます。

そういったことをどういうふうにしていったらいいのかということも考えていかなければならないなど。

(委員)

分かりますけど、例えば、一時預かり等でそういう希望が出てくることもなきにしもあらずですよね。だけど、現状では専門的な加配を持っていないということで、お断りしていくしかないということになってきます。それを、どれくらいの期間でということも出てくるのですが、お預かりしてあげれば、お母さんが、ホッとできる部分もあるだろう。そういうところでは、やはり専門的な加配が必要になってくるだろう。できるだけ積極的にそういうものに対応していくという部分も必要になっていくと思います。

私のところの現状では、一時保育でしたら、1カ月に1回という補助要綱になっています。そして、それを利用する場合は保護者が同伴となっている。だから、そういう形で利用する人はたぶんいないだろうなと思いますので、もう少し市町村のほうも、新しい制度になってどうなっていくかわかりませんが市町村事業ですので、できるだけそういう対応も可能という形で考えていくということをしてあげて欲しい。すべきであろうと。それにまつわる費用は、やはりつけていくということが、当然のことだと思います。

(委員)

その件に関してお願いをしたいのが、新制度の中でのいわゆる2号子どもに関わってくる加配条項と1号子どもに関わってくる補助金という形。それと、旧来の私立幼稚園に残る部分の補助金という形。その狭間になって、特に特別な支援を要する子どもたちの門が、今よりも狭くなることのないように。加配で人をつけなければいけないから基準が違う。この辺がどのくらい違うかということはあるかもしれませんが、それによって、補助金はつくけれども加配は無理という形で門戸が狭くなるといったことがないようにすることが今後必要になるのではないかと。その辺を非常に心配します。その辺は決まっているようで決まっていないような、こうダブル以上にスタンダードな形がたくさんあるような感がしております。その辺は実務対応になってこようかと思いますが、これは非常に大きな問題だと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(吉村会長)

どうもありがとうございます。

そろそろ時間も押してきましたので、この議題、障害児政策の充実等につきましては以上で意見交換を終わりたいと思います。どうも委員の皆さま、ありがとうございました。

それでは、次に③になります。「仕事と家庭生活の両立支援」について事務局から、これは雇用労働政策課長補佐さんからお願いします。

(雇用労働政策課)

それでは「仕事と家庭生活の両立支援」の修正点についてご説明いたします。

資料の方は62ページ、63ページが該当部分になります。修正点につきましては63ページをご覧いただきたいと思います。

前回の第5回の本会議におきまして、③「具体的な取組」のうちワーク・ライフ・バランスの促進の項目の5つ目にあります「仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の支援」の内容について委員のほうから「再就職の促進も重要ですが、継続就業が大切」、「出産で会社を辞める人についての再就職支援という表現を妊娠、出産後も同じ会社で勤められる、いったん辞めても再就職できるなどの表現に変えてはどうか」というご意見をいただきました。このため、前回の案に記載をいたしました出産後の女性の再就職促進に加えまして、子育て等をしながら働き続けることができる職場づくりを行う企業を国と連携をして支援をするというものを今回追加させていただきました。

県で行っております次世代育成支援企業の認証でありますとか、国の認証制度、それから、国の育児休業手当、企業への助成などにより、働き続けられる職場づくりの取り組みを進めてまいります。

また、もう一点、委員から意見をいただきました。働いている人が訴えても実現されない、それから、企業が効率性を求めれば、子育て世代は切られる。少子化が進めば、働く人もいなくなり企業も困りますというようなご意見をいただきました。これにつきましては4つ目の項目。仕事と生活の調和を実現している企業への社会的評価の促進について原案で記載をしております中で取り組みを進めてまいります。

具体的には、次世代育成支援企業の認証制度を知っていただくことや、認証企業を増加させること。これで仕事と家庭生活の両立支援に取り組む企業の社会的評価向上につながり、さらに、認証を取っていただいた企業の求める人材の確保につながる。それから、また、企業イメージのアップにつながるものと考えております。

雇用労働政策課からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(吉村会長)

どうもご説明ありがとうございました。

ただいまの「仕事と家庭生活の両立支援」につきまして、ご意見がございましたら、委員の皆さま、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

ちなみに、これまでの議題でも幾つか出てきておりますが、前回から修正されたもの、ご意見を反映したものというのがこの資料2にまとまっています。

ご意見等いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

この「仕事と家庭生活の両立支援」については、特にご意見はなかったということで終了させていただきたいと思います。

それでは、本日予定していた議題は以上でございます。皆さま、貴重なご意見、本当に

ありがとうございました。

(一同了承)

(吉村会長)

なお、今回は、計画最終案にご意見いただいたということでもありまして、ご意見いただきました事項について再度事務局で検討いたしまして、パブリックコメントを行うように聞いております。また、パブリックコメントを終えました最終の計画につきましては、事務局から各委員に書面にてご報告するというご報告のご了承いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

なお、本日いただきましたご意見を計画にどう反映させるかについては、その前に調整は必要になってきますけれども、また会を開くという時間も取れそうにありませんので、これにつきましては会長職であります私のほうにご一任いただければありがたいのですが、こちらのほうもご了承いただけますでしょうか。

(一同了承)

(吉村会長)

ありがとうございます。

それでは、そちらのほう必要があれば、また責任を持って事務局と調整を図っていききたいと思います。

それでは、事務局にお返しいたします。

(少子対策課)

どうも皆さん、本日はお疲れさまでございました。先ほど会長からお話しをいただきましたように、本日の意見も踏まえまして調整をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、お手元に、今日は前回の第4回と第5回の議事録を配付させていただいております。大変遅くなって恐縮ですが、ご発言をされた委員の方は、お話しになった内容について少し確認をしていただければありがたいです。最終的には議事録として残す必要がございますので、申し訳ありません。遅くなって恐縮ですが、2月の2日を目途に、少し趣旨が変わっているというところがございますら、お教えいただきたいと思います。すみません、お願いで申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

そうしましたら、最後に、私どもの部長の井奥より一言ご挨拶をさせていただきます。

(井奥地域福祉部長)

どうも本日は、長時間大変実のある議論をありがとうございました。皆さまにいただきました意見は本計画に反映するのはもちろんのこと、これまでにいただいた意見も知事がいいましたような子ども・子育て会議、そちらのほうでも参考にさせていただきますとともに、来年度、いよいよ4月から新制度がスタートいたしますので、特に幼保支援課などでは新たな取り組みとして、4月から専門研修などの部分で新しい取り組みも始まるように聞いております。

今日も、今後大きな問題となります保育人材の確保、障害児保育の加配の問題というこの2つについては、引き続きこの計画の中で皆さまのご意見をいただき、ご満足はいただけないかもしれませんが、最低限度は何とか4月からすぐできる方向ということで、行政として県と市町村で取り組むような内容をきちんと明記できたのではないかと思います。

また、引き続きこの2点については新制度が始まりますけども、計画をつくったら終わりというのではなく、県も市町村も一緒に、ご意見をいただいた内容を、もう一度かみしめながら、より良い新制度の運用に向けて取り組んでいきたいと思っております。

皆さん、長期間にわたりまして、貴重なご意見を本当にありがとうございました。あらためてお礼を申し上げます。

(少子対策課)

それでは、以上で、本日の高知県子ども・子育て支援会議を終了いたします。ありがとうございました。